平成２７年（フ）第１７７８号
札幌市豊平区美園７条３丁目２番10号　前田ビル103号
債務者　鈴木　和夫
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７８３号
札幌市豊平区中の島１条８丁目１番２―205号
債務者　齊藤　宏喜
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７９５号
札幌市南区川沿７条２丁目１番32号　川沿中央マンション201号
債務者　森　　幸子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７９６号
札幌市南区川沿７条２丁目１番32号　川沿中央マンション201号
債務者　森　　怜沙（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８６２号
堺市北区東浅香山町３丁31番地　大阪府営浅香山住宅25棟106号、前住所堺市北区常磐町３丁15番地７
債務者　渡邊　勝明
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８７３号
大阪府河内長野市下里町1134番地
債務者　泰中　朋美
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９０６号
堺市北区金岡町1945番地５　Ⅱ―204号
債務者　鍵　　伸子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９１７号
大阪府松原市上田７丁目８番15―103号
債務者　内本　聖子（旧姓田淵）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２７１号
北海道旭川市春光１条７丁目３番53―209号市住3209号
債務者　佐藤　芳美
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８５９号
東京都清瀬市元町１丁目11番21号フローレス元町206号
債務者　山口　　恒
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４５４号
岡山市中区穭東町２丁目７番25号シャンポール穭Ｂ102
債務者　長谷川知子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３号
熊本県天草市有明町赤崎2727番地
債務者　**廣**田　美耶
1　決定年月日時　平成27年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前11時50分
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第２４６号
北海道旭川市春光１条９丁目３番５号　サンシャイン105号室
債務者　永山　和寛
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９２９号
東京都町田市本町田57番地１公社住宅イ910
債務者　高田　義郎
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１７号
沖縄県沖縄市高原７丁目28番17号　マンション常磐木302
債務者　志喜屋かおり（旧姓石岡）
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第７５号
栃木県小山市大字三拝川岸177番地26
債務者　櫻井　洋子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部